



契約内容・内容変更・
その他お手続きに関するお問合せ

0120-282-595

お問い合わせ時間：【月～金】9:00～17:00
※土、日曜日祝日、夏季および年末年始休業期間を除く

解約のお手続きはスマートフォンまたはPCからお願いします

スマートフォンから



PCから

アクア 保険 解約

<https://www.aqua-ins.com/contact/cancel.html>



解約はアクア少額短期保険のホームページからのお手続きがスピーディー！



事故受付センターフリーダイヤル

24時間
365日受付

0120-267-868

※平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。

スマートフォンから



PCから

アクア 事故受付

もしくは
<https://x.gd/61503330>
に直接アクセスしてください



本 社

〒532-0002 大阪市淀川区東三国2-37-10 EIDAI BLD. 6F
E-mail: info@aqua-ins.com

東 京 支 社

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館2F
E-mail: info-tokyo@aqua-ins.com

名古屋営業所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F

横浜営業所

〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-5 相鉄KSビル6F/9F



賃貸テナント入居者さま(事務所、小売店、飲食店、その他サービス業者)専用保険

テナント保険

ビジネスパートナー

財物損害(営業用の什器備品)・賠償責任リスクに安心の「テナント保険」

什器備品補償

修理費用補償

賠償責任補償

の3つをセット!!



アクア少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第1号



アクア少額短期保険株式会社

ご契約にあたっては、必ず契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

ビジネスパートナー（テナント保険）は、(1)事業者様の『什器備品の補償』、(2)入居物件に生じた損害の『修理費用補償』、(3)貸主さまに対する法律上の【借家人賠償責任】や、業務中の事故で第三者への【施設賠償（他人の身体の障害、財物の損壊）】の『賠償責任補償』の3つの補償をセットにした安心のための火災保険です。

(1) 什器備品補償

対象となる事故	損害保険金の支払額
① 火災、落雷、破裂・爆発、水濡れ、建物外部からの物体の衝突等	<div></div> <p>保険の対象の損害の額（再調達価額を基準とします。） 1回の事故につき什器備品保険金額限度 ただし、保険の対象のうち、借用施設に固定された看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円限度</p>
② 風災、ひょう災、雪災	
③ 盗 難 保 険 金	1回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額
④ 通 貨 盗 難 保 険 金	・通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度 ・預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度
⑤ 水 災	什器備品保険金額の5%に相当する額
⑥ 残存物片付け費用保険金	什器備品保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額
⑦ 仮テナント費用保険金	30万円または損害が発生した借戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額
NEW ⑧ 商品等被害時見舞金	①、②、⑤の事故により、1回の事故につき合計で10万円以上の損害を被った場合。10万円限度。

補償対象
保険の対象は、被保険者が所有する什器備品※1で、借用施設に収容される物です。

✕ 保険の対象には含まれないもの
<div><ul style="list-style-type: none">◆生活用の動産◆商品※2、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物◆リースしている事業用動産◆船舶、航空機、自動車（50cc以下の原動機付自転車を除きます）ならびにこれらの付属品および積載物◆通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。 通貨、預貯金証書は盗難のみ対象◆カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物◆高額什器備品（1個・1組の再調達価額が100万円を超える物）◆義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物◆動物、植物等の生物 ◆楽器、食品、薬品類その他これらに類する物◆稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物◆テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等◆屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類は保険の対象に含みます。◆建物の一部と見なされる造作設備（天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁）。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含みます。</div> <div></div>

✕ お支払できない主な場合
<div><ul style="list-style-type: none">◆保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反◆保険の対象の紛失または置き忘れ◆保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外壁固定型看板類に生じた損害を除きます。◆保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害◆雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。</div>

※1 「什器備品」とは、事業を行うために使用する設備・道具をいいます。
※2 「商品」とは、販売・提供するために保管している売り物（在庫）をいいます。この保険は「お店の商品」は補償対象外です。

(2) 修理費用補償

借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急に、自己の費用でこれを修理したときは、借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用として修理費用保険金をお支払いします。

対象となる事故	損害保険金の支払額
(a)火災、(b)落雷、(c)破裂または爆発、(d)風災、ひょう災、雪災、(e)建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊、(f)盗難	修理費用保険金額(100万円)限度
凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害	10万円限度
借用施設の窓ガラス(外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含まない。)の熱割れによる損害	30万円限度



✕ お支払できない主な場合

- ◆ 保険契約者、被保険者、借用施設の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◆ 借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ◆ 保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- ◆ 自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
- ◆ 雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入
- ◆ 被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- ◆ 被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用

(3) 賠償責任補償

借家人賠償、施設賠償ともに保険金額1,000万円
ただし、1事故について什器備品、修理費用、賠償責任を合せて1,000万円が限度

(1) 借家人賠償責任 保 険 金	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払う。 ① 火災、破裂または爆発 ② 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ③ ②以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※借用施設に対する水濡れ※	1,000万円 が限度
(2) 施設賠償責任 保 険 金	日本国内において保険期間内に生じた次の事故によって、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損(以下「財物の損壊」という。)に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、施設賠償責任保険金を支払う。 ① 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ② 借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故	1,000万円 が限度



✕ お支払できない主な場合

① 借家人賠償責任保険金

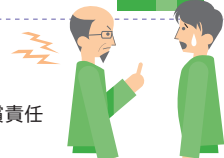
- ◆ 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任
- ◆ 被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ◆ 借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任

② 施設賠償責任保険金

- ◆ 借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ◆ 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ◆ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
- ◆ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ◆ 被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ◆ 洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任
- ◆ 廃棄した物、排水または排気に起因する損害賠償責任
- ◆ 医師、獣医師、弁護士、会計士、美容師、理容師、柔道整復師その他これらに類する専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- ◆ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ◆ 仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任

③ ①借家人・②施設賠償責任共通

- ◆ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ◆ 保険金を受け取る者の故意
- ◆ 被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
- ◆ 被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任
- ◆ 航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものを除く)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任



この保険の特徴

〔保険料〕

業種区分〔飲食店または事務所等〕、保険期間〔1年または2年〕、什器備品保険金額に応じて、契約プランを定めています。建物の構造、所在地(日本国内に限ります)は問いません。

〔被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約〕

同一の事業者さま(法人および個人)の店舗や事務所を什器備品保険金額の合計で3,000万円以内かつ5契約以内までお引き受けすることができます。

この場合、一事故でお支払できる保険金は1,000万円が限度となります。

※詳細については、代理店又は弊社までお問い合わせください。

お支払いする保険金について

1回の事故では、各補償条項の保険金額を限度に保険金をお支払いいたします。しかしながら、1回の事故でお支払いをする保険金が複数の補償条項にわたる場合等には、次のようにお支払いする保険金の合計額が上限の1,000万円となる場合があります。

〔例1〕 1回の事故で、〔什器備品の損害〕と〔大家さんへの借家人賠償事故〕が発生した。



店舗より失火して〔什器が罹災〕 【大家さんへの賠償】

〔飲食2年〔E〕〕プラン加入 損害500万円 + 1,000万円 ≥ 1,000万円

〈注〉お支払保険金は、1,000万円が限度となります。

〔例2〕 複数の契約があり、一つの事故で複数の物件に損害が発生した。
「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払いの限度額に関する特約」により、
複数の物件のお引き受けが可能となりますが、1回の事故でお支払いする保険金は1,000万円となります。



ショップA ショップB

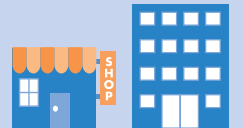
2つの店舗をそれぞれ契約しており、同時に事故が発生した場合

〔飲食2年〔E〕〕プラン加入 〔飲食2年〔F〕〕プラン加入
ショップAで什器500万円の損害 + ショップBで什器700万円の損害 ≥ 1,000万円

〈注〉お支払保険金は、1,000万円が限度となります。

詳しくは、重要事項説明書および約款をご覧ください！

これまで弊社の事業者向け保険は、複数の契約のお引き受けをしておりませんでした。以下の特約を自動付帯することで複数の契約のお引き受けが可能となりました。



★「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払いの限度額に関する特約」

ご注意して頂きたいお引受制限ルール

- ① 同一建物内の借用施設および隣接する建物内の借用施設については、複数契約として、この特約による引受は行いません。
- ※同一建物の2階・3階部分を被保険者が借用しているようなケースは、1契約としてお引き受けをし、保険料も1契約分となります。
- ② この特約で引き受ける同一被保険者の複数契約の数は5件以内、かつ、当該複数契約の什器備品保険金額の合計額は3,000万円以内とし、これを超える件数または保険金額の合計額となる場合はお引受けいたしません。
- ③ 一つの事故でお支払できる保険金の限度額は1,000万円です。上記〔例2〕「2つの店舗をそれぞれ契約しており、同時に事故が発生した場合」の事例ををあわせてご覧ください。

この保険でお引き受けできる業種、できない業種等

事務所・物販店プラン



使用用途	業種(50音順)	
	○ 引受可	× 引受不可
事務所	IT、介護、警備業、経理業、建設業、建築業、広告業、コンサルティング業、システム開発、出版業、人材派遣業、水道事業支援事業、設計業、通信業、ハウスクリーニング業、不動産業、プログラミング、弁護士業、貿易業	油販売業、運輸業(人や貨物を目的地へ運ぶサービス全般)、火薬類専門販売業、貴金属類販売業、再生資源集荷(回収)業、自動車販売業、宗教関係、証券会社、選挙事務所、中古車販売業、動画撮影スタジオ、風俗関係、貸事務所(レンタルオフィス)、レンタカー事務所
店舗 (物販・サービス)	アパレルショップ、飲食料品販売店(調理、イートイン無し)、エステティックサロン、クリーニング店(取次のみ)、新聞販売店、日焼けサロン、美容室、美容サロン(ネイルサロン、脱毛サロン等)、ペットショップ、ホワイトニングサロン、無人餃子販売所、無人美容サロン、リサイクルショップ(ブランド品取り扱いなし)、理容室	犬カフェ・猫カフェ、占い店、カードショップ、ガソリンスタンド、ガチャガチャの店、金・ブランド品買取店、金券ショップ、金融機関店舗、酵素風呂・よもぎ蒸し・サウナ、自動車・二輪・自転車販売店、銭湯、タトゥーショップ、時計店・宝石店・貴金属店、トリミング専門店
娯楽施設	e-sports 施設、バーチャルゴルフ、ボードゲーム	海水浴場施設、風俗店、競馬・競輪場・オートレース場、劇場および興行所(寄席、演劇場、仮設興行所を含む)、卓球場、麻雀屋、雀荘、遊技場(ゲームセンター、パチンコ店、ビリヤード場、ボウリング場など)、遊園地、その他の競技場
教室	各種教室(料理教室、格闘技教室を除く)、学習塾、ゴルフ教室、ドッグマッサージ教室、レンタル自習室 ※マシン等の固定器具が無ければ引き受け可能→ジム、ヨガスタジオ、ピラティス	職業訓練学校、道場・格闘技教室、ピラティス(マシン等の固定器具あり)、ペットのしつけ教室、料理教室(飲食店プランで引受)
その他の用途	会議室(レンタルスペースではないもの)、休憩室、更衣室、指圧、歯科医院、事務所兼倉庫、什器備品倉庫写真スタジオ、鍼灸院、診療所、整骨院、整体院、接骨院、動物病院、病院、マッサージ、薬局	アトリエ、映画・動画撮影所、看板製作、介護施設(グループホーム・デイサービス等)、学童、貸しスタジオ・貸しスペース、ギャラリー、クリーニング店(取次のみは可)、結婚式場、コインランドリー、個人用の家財倉庫、作業場、就労支援B型作業所、商品倉庫・資材倉庫、その他の宿泊所、その他第一次産業施設、児童養護施設、スポーツ施設、託児所、畜産施設、調理行為・イートインを伴う物販店、駐車スペース、店舗・事務所併用住宅、フィットネスクラブ、保育所、放課後デイサービス、ホテル・旅館、幼稚園、浴場・銭湯、ラジオ・テレビ放送局、研究所、レンタルスペース(シェアオフィス・コワーキングスペース等)、 専有面積が330㎡を超えるすべての業種

飲食店プラン



使用用途	業種(50音順)	
	○ 引受可	× 引受不可
飲食店	居酒屋、インターネットカフェ、カフェ、カラオケ居酒屋、カラオケボックス、喫茶店、深夜における酒類提供飲食店営業(バー、酒場等)、ダーツバー、デリバリーサービス、ボードゲームカフェ、漫画喫茶、メイド喫茶、レストラン	犬カフェ・猫カフェ、ガールズバー、キャバクラ、キャバレー、婚活パーティ会場、子ども食堂、シーシャバー、食品製造工場(小売り目的での店舗内の小規模食品加工は除く)、性風俗関連特殊営業、スナック、特定遊興飲食店営業、店舗併用住宅、ナイトクラブ、ポーカーのバー、ホストクラブ、ライブハウス
製造販売	菓子・パン製造販売(イートインスペース併設含む)、仕出し・持ち帰り弁当製造販売(その他直火を使った製造販売) ※小売りを目的として店舗で小規模な食品を加工する場合に限る。	給食センター、セントラルキッチン、ビール・ワイン等醸造所、製造工場

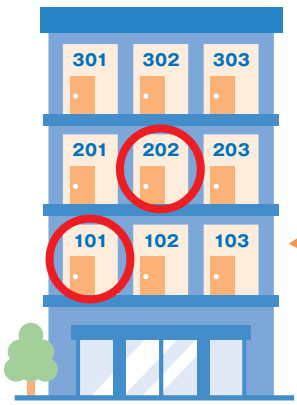


- 表の業種は、お引き受けできる業種、お引き受けできない業種の一例です。
- パンフレットに記載のない業種のご契約をご希望の場合、事前に弊社または代理店までご連絡ください。
- 申込後にお引き受けできない業種と発覚した場合には、契約取消をさせていただきます。
- 住宅併用の物件はお引き受けできません。
- 作業所を伴う事務所はお引き受けできません。



テナント保険「ビジネスパートナー」契約手続きの重要ルール

同一物件内での複数契約ルール



**1契約につき
2部屋まで引受可能**

同一契約者による同一物件の「2契約目」はお引き受けできません。



部屋番号は併記して入力

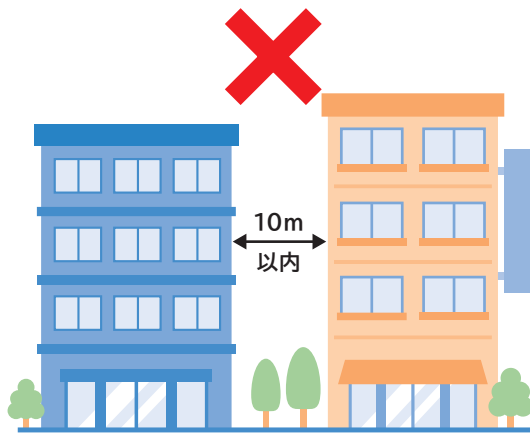
「101, 202」のように1つのご契約としてご加入が可能です。※1



既存契約への追加(異動)が可能

すでに契約がある場合は、契約内容を変更して部屋番号を追加できます。※2

隣接物件の引受制限



外壁間10m以内の隣接物件は不可

複数の契約がある場合、隣接した物件の契約はお引き受けができません。

※1 2つの部屋の保険料区分が異なる場合、保険料の高い区分が優先されます。
※2 什器備品の保険金額が不足する場合には、同一物件内の契約を解約し、新規契約をお願いします。

保険料表

	保険期間	プラン	一括払保険料	各補償条項ごとの保険金額		
				什器備品	修理費用	賠償責任
飲食店	2年	飲食2年[A]	42,000円	105万円	100万円	1,000万円
		飲食2年[B]	45,000円	156万円		
		飲食2年[C]	50,000円	240万円		
		飲食2年[D]	60,000円	410万円		
		飲食2年[E]	70,000円	579万円		
		飲食2年[F]	80,000円	748万円		
	1年	飲食1年[A]	23,000円	116万円		
		飲食1年[B]	25,000円	184万円		
		飲食1年[C]	30,000円	353万円		
		飲食1年[D]	35,000円	522万円		
		飲食1年[E]	40,000円	691万円		
		飲食1年[F]	45,000円	861万円		

	保険期間	プラン	一括払保険料	各補償条項ごとの保険金額		
				什器備品	修理費用	賠償責任
事務所・物販店	2年	事2年[A]	12,000円	101万円	100万円	1,000万円
		事2年[B]	15,000円	229万円		
		事2年[C]	17,000円	314万円		
		事2年[D]	20,000円	442万円		
		事2年[E]	25,000円	655万円		
		事2年[F]	30,000円	868万円		
	1年	事1年[A]	8,000円	130万円		
		事1年[B]	10,000円	300万円		
		事1年[C]	12,000円	470万円		
		事1年[D]	14,000円	641万円		
		事1年[E]	16,000円	811万円		
		事1年[F]	18,000円	982万円		

この表以外のプランのお引き受けはしていません。

『テナント保険 (ビジネスパートナー)』
をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では、『テナント保険(ビジネスパートナー)』に関する重要事項([契約概要](#) [注意喚起情報](#) 等)についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

[契約概要](#) ～ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

[注意喚起情報](#) ～ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、テナント保険普通保険約款・特約に定められています。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については約款に記載しています。
保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1. 契約締結前におけるご確認事項

- 【1】 **商品の名称、仕組み**
- (1) **商品の名称** : [契約概要](#) 『テナント保険 (ビジネスパートナー)』 (テナント保険普通保険約款・特約)
- (2) **仕組み** : [契約概要](#) 賃貸オフィスや店舗に入居される事業者様のための、借用施設を取り巻く危険に備える保険です。什器備品等を補償する「什器備品補償条項」、修理費用を補償する「修理費用補償条項」、賠償を補償する「賠償責任補償条項」の3つの補償がセットになった保険です。保険期間は1年間または2年間です。それ以外の保険期間のお引き受けはしてありません。
- 【2】 **基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等**
- (1) **基本となる補償** [契約概要](#) [注意喚起情報](#)
- 補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。
※ (保険金の削減) 保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- 〔什器備品補償〕
保険の対象の範囲は、借用施設に収容され、かつ、被保険者の所有する什器備品とします。
什器備品とは、業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいい、商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物は含みません。

保険金をお支払いする主な場合 契約概要		保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報	
火災・落雷・破裂・爆発	火災(消防活動による水濡れを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	・保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険の対象の紛失または置き忘れ ・保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外	
	給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う水濡れをいいます。		
水濡れ			
風災・ひょう災・雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災(洪水、高潮		

	等を除きます。)、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水を除きます。))をいいます。(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。))。	壁固定型看板類に生じた損害を除く。 ・保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害 ・雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。
盗難、通貨等盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。※所轄警察署に届出のない盗難事故は除きます。	
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による、借用戸室の床上浸水または地盤面から45cm以上の浸水をいいます。	

保険の対象の範囲に含まれない主なもの

- ①生活用の動産
- ②商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
- ③リースしている事業用動産
- ④船舶、航空機、自動車(50cc以下の原動機付自転車を除く)ならびにこれらの付属品および積載物
- ⑤通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。 通貨、預貯金証書は盗難のみ対象
- ⑥カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物
- ⑦高額什器備品(1個・1組の再調達価額が100万円を超える物)
- ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- ⑨動物、植物等の生物
- ⑩稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑪テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等
- ⑫屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類は保険の対象に含む。
- ⑬屋外に設置された自動販売機、コインゲーム、両替機その他これらに類する物
- ⑭楽器、食品、薬品類その他これらに類する物
- ⑮建物の一部と見なされる造作設備(天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁)。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含む。

〔修理費用補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合 契約概要	保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報
借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用(注1)に対して修理費用保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任保険金が出される場合を除きます。(ア) 次の事故による借用施設の損害 (a) 火災、(b) 落雷、(c) 破裂または爆発、(d) 風災、ひょう災、雪災、(e) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊、(f) 盗難 (イ) 凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害 (ウ) 借用施設の窓ガラス(外部と接している窓にはめ込まれてい	・保険契約者、被保険者、借用施設の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除く。 ・保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵 ・雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用

るガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含まない。）の熱割れ(注2)による損害 (注1) 借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限る。 (注2) 日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいう。	・被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用
---	---

〔賠償責任補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
契約概要	契約概要 注意喚起情報
借家人賠償責任保険金 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 ・火災、・破裂または爆発、・給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ、・前記以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ	・被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任 ・借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任
施設賠償責任保険金 日本国内において保険期間内に生じた次の事故によって、他人の身体の障害(注) または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損(以下「財物の損壊」という。)に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、施設賠償責任保険金をお支払いします。 ①借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ②借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故 (注) 傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。	・借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任 ・廃棄した物、排水または排気に起因する損害賠償責任 ・医師、獣医師、弁護士、会計士、美容師、理容師、柔道整復師その他これらに類似の専門的職業行為に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任
共通(借家人賠償責任・施設賠償責任)	
保険金をお支払いしない主な場合	契約概要 注意喚起情報
・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・保険金を受け取る者の故意 ・被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ・被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものを除く)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	

共通(什器備品補償、修理費用補償、賠償責任補償)
保険金をお支払いしない主な場合
契約概要 注意喚起情報
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(2) お支払いする損害保険金の額

事故の種類に応じて次表の額を保険金としてお支払いします。

①什器備品補償条項

事故の種類	損害保険金の支払額
火災、落雷、破裂・爆発、水濡れ、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊 風災、ひょう災、雪災	保険の対象の損害の額(再調達価額を基準とします。) 1回の事故につき什器備品保険金額限度 ただし、保険の対象のうち、借用施設に固定された看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円限度
盗 難 保 険 金	1回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額
通貨盗難保険金	・通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度 ・預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度
水 災	什器備品保険金額の5%に相当する額
残 存 物 片 付 け 費 用 保 険 金	什器備品保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額
仮 テ ナ ン ト 費 用 保 険 金	30万円または損害が発生した借用戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額
商 品 等 被 害 時 見 舞 金	1回の事故につき10万円

②修理費用補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
火災、落雷、破裂または爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、盗難による損害	100万円
凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害	10万円
借用施設の窓ガラス(外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。)の熱割れによる損害	30万円

③賠償責任補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
借家人賠償責任保険金	1,000万円が限度額となります。
施設賠償責任保険金	1,000万円が限度額となります。

①什器備品補償条項、②修理費用補償条項、③賠償責任補償条項 共通

保険金の合計支払限度額	①什器備品補償条項、②修理費用補償条項、③賠償責任補償条項の支払額の合計額が、1回の事故につき1,000万円を超える場合には、当社がお支払いする保険金は1,000万円を限度とします。
-------------	---

(3) 付加できる主な特約およびその概要

契約概要

①被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約	この保険において被保険者を同一とする保険契約を複数引き受ける場合に適用します。この特約により、普通保険約款の規定にかかわらず、1回の事故に対する保険金の支払いは、被保険者を同一とするすべての保険契約を合計して1,000万円が限度となります。
②保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてコンビニエンスストア払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。
③保険料のクレジットカード払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてクレジットカード払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。
④保険料の口座振替払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法(経路)として口座振替払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。
⑤保険料のキャッシュレス払いに関する特約	この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてキャッシュレス払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくキャッシュレス払いの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。
⑥保証会社による保険料の立替払いに関する特約	この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として保証会社による保険料の立替払いを選択し、弊社がこれを承認している場合に適用します。ただし、保険契約者が保証会社に対して保証委託契約等を申込み、保証会社が審査のうえ保険料の立替払いを承認した場合に限ります。

(4) 保険期間

契約概要 **注意喚起情報**

- ①保険期間は1年または2年です。
②責任開始期は、保険証券等に記載された保険期間の初日の午前0時から始まります。なお、満期日は保険期間に応じ、1年後または2年後の責任開始期と同じ月日の前日の24時までとなります。

(5) 引受条件

契約概要

ご契約にあたっては、什器備品の保険金額に応じたプランをご選択ください。什器備品補償条項では、什器備品の保険金額が補償の上限となり、実際に存在する什器備品等の価額に不足する場合(保険金額が過少の場合)には万が一の事故の際に十分な補償を受けられない場合があります。
また、損害の額を超えてお支払いすることはできませんので、保険金額が過大である場合は保険料の無駄になります。
(注) (保険金の削減) 保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

(3) 保険料に関する事項

(1) 保険料はお選びいただいた契約プランによって決まります。

契約概要

契約プランごとに定められた保険料を契約締結時に選択された払込方法でお支払ください。
(注) (保険料の増額) 保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要 **注意喚起情報**

ご契約の保険料は1年一括払または2年一括払となります。現金払い、コンビニエンスストア払い、クレジットカード払い、口座振替払いで払い込むことができます。ただし、ご契約方法によりご選択いただけない場合があります。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

契約概要 **注意喚起情報**

保険料払込方法がコンビニエンスストア払い、口座振替払いの場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、この保険契約は成立しなかったものとし、弊社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

また、被保険者が保険料払込前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を弊社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとしします。

(4) 満期返れい金・契約者配当金に関する事項

契約概要

この契約には満期返れい金・契約者配当金はありません。
(5) 解約返れい金の有無およびそれらに関する事項

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。次の算式により算出した額を返還します。
返還保険料= {保険料× (1-0.25)} ÷ 保険期間月数×未経過月数
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1ヵ月に満たない日数は切り捨てます。

2. 契約締結前におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報 (保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

〔告知事項〕
①借用施設の所在地
②借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類
③借用施設の専有面積
④保険契約者の氏名または名称
⑤被保険者の氏名または名称
⑥この保険と支払事由を同じくする他の保険契約等の有無

(2) 補償の重複に関する注意

注意喚起情報

この保険の補償内容および被保険者を同じくする他の契約がある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合や減額される場合があります。弊社の契約は、補償内容の一部を補償範囲から外すことはできません。

【補償の重複が生じる事例】

この保険の〔賠償責任補償条項の施設賠償責任保険〕と損害保険会社等の〔施設賠償責任保険〕

(3) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約の申し込み後であっても、次のとおりご契約の申込の撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

(1) クーリングオフできる期間

ご契約を申し込まれた日、またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を合めて8日以内です。

(2) お申し出の方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社あてに郵便またはEメールにてご通知ください。

Eメールの送信先:

info@aqua-ins.com

(3) クーリングオフの場合の保険料

クーリングオフの場合には、すでにお支払いの保険料は返還します。

〒532-0002 大阪市淀川区東三国2-37-10 EIDAI BLD. 6F アクア少額短期保険(株) クーリングオフ係	①保険契約をクーリングオフします ②ご契約者名 住所 氏名・捺印 電話番号 ③ご契約年月日 ④証券番号または領収証券番号
--	---

▲はがき表面

▲はがき裏面

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務

注意喚起情報

ご契約後、次に掲げる事項が発生した場合には遅滞なく弊社にご通知ください。
ご通知がない場合には弊社が保険契約を解除したり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〔通知事項〕
①借用施設の用途または業種を変更した場合
②被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
④①から③のほか、告知事項の内容に変更が生じた場合

【2】 保険契約の無効 注意喚起情報

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

【3】 保険契約の失効 注意喚起情報

保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

【4】 保険契約者保護制度について 注意喚起情報

本保険契約は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当せず、保険契約者保護機構の資金援助等の措置の対象外です。

【5】 契約の更新について 注意喚起情報

保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）をご契約者に送付します。保険期間の満了日まで、保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、「更新契約」といいます。）

保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末までに弊社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。前記期間内に、更新契約の保険料が払い込まなかった場合には、保険契約は更新されなかったものとします。更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、弊社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。

保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。また、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。

【6】 弊社がお引き受けできる契約・特に法令等で注意喚起することとされている事項 注意喚起情報

- （1）保険期間は2年以内
（2）1被保険者にかかる保険金額の合計額が法令に定める金額以下（2,000万円、低発生率保険以外は1,000万円）
（3）1保険契約者にかかる被保険者の総数が法令に定める数以下（100名もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数）

【7】 支払時情報交換制度 注意喚起情報

弊社は一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。（<http://www.shougakutanki.jp/>）

【8】 お客様の個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。

（1）個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。
①保険契約の引受・維持・管理 ②保険金等の支払 ③弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実 ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 ⑤与信の判断・与信後の管理 ⑥その他保険事業に関連・付随する業務

（2）個人データの第三者への提供

弊社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。
①法令に基づく場合 ②業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合 ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

弊社の個人情報の取扱いについては弊社ホームページ（<http://www.aqua-ins.com/privacy.html>）をご参照ください。

【9】 お問い合わせ先 注意喚起情報

ご連絡	連絡先	受付時間
(1)お問い合わせ 苦情・相談 受付窓口	アクア少額短期保険株式会社 大阪府大阪市淀川区東三国2-37-10 EIDAI BLD.6階 0120-282-595 https://www.aqua-ins.com/contact/	月～金 9：00～17:00 祝日ならびに年末年始、 夏季休業を除く
(2)事故が発生 した場合	0120-267-868 https://aqua-ins.form.joinsure.jp/claim	24時間・365日 平日9:00～17:00以外 は受付のみとなります。
・この保険では、弊社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行うことはできません。 ・賠償事故の場合、弊社の了解なしに示談等を行わないようにしてください。		
(3)一般社団法人 日本 少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)	0120-82-1144 (フリーダイヤル)	月～金 9：00～12:00 13:00～17:00 祝日ならびに年末年始 を除く
・弊社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。		

事故が発生した場合のご注意

1. 事故が発生した場合

事故が発生した場合は「あわてず、落ち着いて」、次の（1）～（3）の措置を行ったうえで、弊社にご連絡ください。
（1）損害の発生および拡大の防止
（2）相手のご確認（賠償事故など）
（3）管理会社へのご連絡（借用施設での事故）
（4）事故受付NET（<https://aqua-ins.form.joinsure.jp/claim>）
もしくは0120-267-868へ事故報告をお願いします。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

- （1）弊社所定の保険金請求書
（2）弊社所定の損害（事故）状況報告書
（3）保険金請求権をもつことの確認資料
（例）委任状、印鑑証明書、資格証明書、未成年者用念書、戸籍謄本・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）など
（4）保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
①損害の発生を示す書類
（例）公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類）、預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書、事故原因、発生場所、損害状況の見解書、写真など
②損害の額等を示す書類
（例）修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、損害内容申告書、購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面）、費用の支出を示す書類、賃貸契約書、家賃収入台帳、復旧工程表、事故直近の売上額が確認できる書類など
③その他の書類
（例）権利移転書、調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）、造作所有権確認書（被害を受けた物件の所有者を確認するために必要な書類）など
（5）損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
①損害の発生を示す書類
（例）上記（4）①に同じ
②損害の額等を示す書類
（例）上記（4）②の書類の他、診断書、診療明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術明細書、レントゲンなどの検査資料、葬儀費明細書、領収書、交通費・諸費用の明細書、その他費用の支出を示す書類、休業損害確認資料（休業損害証明書・源泉徴収票・所得証明書・確定申告書）、受領している年金額の確認資料、労災からの支給額の確認資料など
③その他の書類
（例）上記（4）③の書類の他、損害賠償が確定したことの判る資料（示談書、または被害者への賠償金のお支払いを証明する領収書等）、お客様が保険金をお受け取りされる場合は、被害者がお客様に保険金を受領することを承諾されたことを証明する書類、先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）

『テナント保険（ビジネスパートナー）』
普通保険約款

目次	
第1章 用語の定義	
第1条(用語の定義)	11
第2章 什器備品補償条項	
第2条(保険の対象の範囲)	12
第3条(保険金をお支払いする場合)	12
第4条(お支払いする保険金の額)	13
第5条(保険金の合計支払限度額)	13
第6条(保険金をお支払いしない場合)	13
第3章 修理費用補償条項	
第7条(修理費用保険金をお支払いする場合)	14
第8条(お支払いする修理費用保険金の額)	14
第9条(修理費用保険金をお支払いしない場合)	14
第4章 賠償責任補償条項	
第10条(賠償責任保険金をお支払いする場合)	14
第11条(賠償責任保険金の支払範囲)	15
第12条(賠償責任保険金の支払額および支払限度額)	15
第13条(賠償責任保険金をお支払いしない場合)	15
第14条(先取特権)	15
第5章 共通条項	
第15条(保険期間)	16
第16条(ご契約時の告知義務)	16
第17条(ご契約後の通知義務)	16
第18条(保険契約の無効)	16
第19条(保険契約者による保険契約の解約)	16
第20条(保険契約の失効)	16
第21条(保険契約の取消)	16
第22条(什器備品保険金額の調整)	16
第23条(重大事由による解除)	16
第24条(保険契約解除の効力)	17
第25条(保険料の払込)	17
第26条(保険料の返還)	17
第27条(保険金の削減払い、保険料の増額または保険金額の減額)	17
第28条(保険契約の更新)	17
第29条(事故の発生)	17
第30条(損害防止義務および損害防止費用)	18
第31条(保険金の請求)	18
第32条(保険金をお支払いする時期)	18
第33条(残存物および盗難品の所有権)	18
第34条(保険金お支払い後の保険契約)	19
第35条(損害発生後の保険の対象の滅失)	19
第36条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	19
第37条(保険金請求権の行使期限)	19
第38条(代位)	19
第39条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い)	19
第40条(保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則)	19
第41条(訴訟の提起)	19
第42条(準拠法)	19

第1章 用語の定義

第1条 （用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用 語	定 義
当 会 社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保 険 契 約 者	当会社にこの保険契約の申込をする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被 保 険 者	借用施設を使用する保険証券記載の者をいいます。
借 用 施 設	賃貸借契約書等において、被保険者が日本国内で「事業用」として借用した保険証券記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。ただし、建物または戸室が、事業の用に供されている部分と専ら居住の用に供されている部分（事業用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます。）から構成されている場合には、専ら居住の用に供されている部分については、借用施設とはみなしません。
什 器 備 品	業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいい、商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物は含みません。
保 険 証 券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。
更 新 証	保険契約を更新した際に、新たに保険証券を発行しないで保険証券に代わるものとして、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。
保 険 期 間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保 険 の 対 象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保 険 金 額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
什 器 備 品 保 険 金 額	保険証券に記載の什器備品補償の保険金額をいいます。
修 理 費 用 保 険 金 額	保険証券に記載の修理費用補償の保険金額をいいます。
借 家 人 賠 償 責 任 保 険 金 額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。
施設賠償責任 保 険 金 額	保険証券に記載の施設賠償責任補償の保険金額をいいます。
保 険 金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、什器備品保険金、盗難保険金、通貨等盗難保険金、残存物片付け費用保険金、仮テナント費用保険金、商品等被害時見舞金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。
賠 償 責 任 保 険 金	借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。
再 調 達 価 額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

保険の対象に生じた損害	保険の対象に生じた滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
財物	財産的価値を有する有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらの権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
航空機	航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等をいい、ドローン、ラジコン機等の遠隔操作または自動操縦により無人で飛行させることができるもの（重量が200グラム未満のものは除きます。）を含みます。
告知事項	危険（損害発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項およびこの保険契約の引受範囲の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書において告知事項である旨の印(★)が付された事項とし、次の事項等をいいます。 (1)借用施設の所在地 (2)借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類（以下「業種」といいます。） (3)借用施設の専有面積 (4)保険契約者の氏名または名称 (5)被保険者の氏名または名称 (6)この保険と支払事由を同じくする他の保険契約等の有無
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。
借用施設の半損	事故による借用施設を収容する建物の主要構造部の損害が再調達価額の20%以上となったときまたは焼失もしくは流出した部分の床面積の割合が20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明または当会社の使用する保険事故鑑定人の調査を基に判定します。

反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
--------	--

第2章 什器備品補償条項

第2条 （保険の対象の範囲）

保険の対象の範囲は、借用施設に収容され、かつ、被保険者の所有する什器備品とします。ただし、次に掲げる物は保険の対象に含まれません。

(1) 生活用の動産

(2) 商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物

(3) リースしている事業用動産

(4) 船舶（ヨット、モーターボート、ボート、カヌーを含みます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車（50cc以下）を除きます。）ならびにこれらの付属品および積載物

(5) 通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物

(6) カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物

(7) 高額什器備品（1個・1組の再調達価額が100万円を超える物をいいます。）

(8) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物

(9) 動物、植物等の生物

(10) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(11) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等

(12) 屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類（外壁に固定されたネオンサイン装置、電光掲示板その他の電飾装置を含みます。以下、同様とします。）は保険の対象に含まます。

(13) 屋外に設置された自動販売機、コインゲーム、両替機その他これらに類する物

(14) 楽器、食品、薬品類その他これらに類する物

(15) 建物の一部と見なされる造作設備（天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁をいいます。）。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含まます。

第3条 （保険金をお支払いする場合）

1（什器備品保険金）
当会社は、次の各号のいずれかの事故によって保険の対象に生じた損害に対して、什器備品保険金をお支払いします。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発

(4) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(5) 風災、ひょう災、雪災。ただし、借用施設またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限りします。

(6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(7) 水災。ただし、借用施設が床上浸水または地盤面から45cm以上の浸水を被った場合に限りします。

2（盗難保険金）
当会社は、盗難によって保険の対象に生じた損害に対して、盗難

保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をした場合に限りします。

3（通貨等盗難保険金）
当会社は、前条（5）の規定にかかわらず、借用施設内において業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、通貨等盗難保険金をお支払いします。ただし、次に掲げる事実の全てがあったことを条件とします。

(1) 被保険者が、盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。

(2) 預貯金証書の盗難の場合には、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

(3) 預貯金証書の盗難の場合には、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

4（残存物片付け費用保険金）
当会社は、第1項（什器備品保険金）の什器備品保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取り壊し、清掃および運搬をするための費用（以下「残存物片付け費用」といいます。）に対して、残存物片付け費用保険金をお支払いします。

5（仮テナント費用保険金）
当会社は、第1項（什器備品保険金）、第2項（盗難保険金）、第3項（通貨等盗難保険金）が支払われる場合において、借用施設が半損以上となったときは、仮テナントを賃借する費用に対して、仮テナント費用保険金をお支払いします。ただし、仮テナント費用の範囲は、損害が発生したときから1か月以内に発生した、次に掲げるものに限りします。

(1) 新たな施設を賃借するために発生した賃料、礼金（敷金、保証金など、将来返還される性質を有するものを除きます。）および仲介手数料

(2) 事故のあった借用施設から、新たに賃借する施設へ保険の対象を運送するために発生した費用（運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限りします。）

6（商品等被害時見舞金）
当会社は、前条（2）の規定にかかわらず、被保険者が所有する商品等（商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物をいいます。）が借用施設内において第1項の（1）から（7）までの事故により、1回の事故につき合計で10万円以上の損害を被った場合に、商品等被害時見舞金をお支払いします。

第4条 （お支払いする保険金の額）

1（什器備品保険金）
当会社は、事故の種類に応じて次表の額を前条第1項の什器備品保険金としてお支払いします。

事故の種類	什器備品保険金の支払額
前条第1項(1)から(6)までの事故	1回の事故につき什器備品保険金額を限度として、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額 ただし、保険の対象のうち、外壁固定型看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円を限度
前条第1項(7)の事故	1回の事故につき什器備品保険金額の5%に相当する額

2（盗難保険金）
当会社は、次の各号によって計算された額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金として、お支払いします。

(1) 1回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額。ただし、保険の対象のうち、外壁固定型看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円を限度とします。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。

3（通貨等盗難保険金）
当会社は、次の各号によって計算された額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第3項の通貨等盗難保険金として、お支払いします。

(1) 通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度とし、その損害の額

(2) 預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額

4（残存物片付け費用保険金）
当会社は、1回の事故につき第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（什器備品保険金）の什器備品保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第4項の残存物片付け費用保険金としてお支払いします。

5（仮テナント費用保険金）
当会社は、30万円または損害が発生した借用施設の月額賃料の3か月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額を第3条（保険金をお支払いする場合）第5項の仮テナント費用保険金としてお支払いします。

6（商品等被害時見舞金）
当会社は、1回の事故につき10万円を第3条（保険金をお支払いする場合）第6項の商品等被害時見舞金としてお支払いします。

第5条 （保険金の合計支払限度額）

1 前条第1項から第6項までの各項により計算された保険金の支払額、第3章第8条（お支払いする修理費用保険金の額）の規定による修理費用保険の支払額および第4章第12条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）の規定による賠償責任保険金の支払額の合計額が1回の事故につき1,000万円を超える場合においても、当会社がお支払いする保険金は1,000万円を限度とします。

2 前項の場合において、同一の事故に対して支払う保険金に賠償責任保険金とその他の保険金が存在する場合には、当会社は、賠償責任保険金を優先してお支払いします。また、賠償責任保険金の中での支払優先順位および賠償責任保険金以外の保険金の中での支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。

第6条 （保険金をお支払いしない場合）

1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第6項までの保険金をお支払いしません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反

(2) （1）に該当する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害

(4) 保険の対象の紛失または置き忘れ

(5) 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）から（7）までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難

(6) 保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車（50cc以下）が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外壁固定型看板類に生じた損害を除きます。

(7) 保険の対象が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害

(8) 保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害

(9) 雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（5）の事故による場合を除きます。

2 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第6項までの保険金をお支払いしません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (4) (3) 以外の放射線照射または放射能汚染

第3章 修理費用補償条項

第7条 (修理費用保険金をお支払いする場合)

借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者（被保険者が個人の場合において被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用（借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。）に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、第4章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1) 次の事故による借用施設の損害

①火災

②落雷

③破裂または爆発

④風災、ひょう災、雪災。ただし、借用施設またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損した損害および直接破損したために生じた損害に限ります。

⑤建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑥盗難

(2) 凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害

(3) 借用施設の窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。）の熱割れ（日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。）による損害

第8条 (お支払いする修理費用保険金の額)

- 1 当会社が、前条の修理費用保険金としてお支払いする額は、被保険者が実際に負担した修理費用の額とし、次の額を限度とします。

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
前条(1)の損害	修理費用保険金額
前条(2)の損害	10万円
前条(3)の損害	30万円

- 2 前項の規定にかかわらず、修理費用保険金には、第5条（保険金の合計支払限度額）に規定する、1回の事故あたりの他の保険金との合計支払限度額が適用されます。

第9条 (修理費用保険金をお支払いしない場合)

- 1 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。
- (1) 保険契約者、被保険者、借用施設の貸主またはこれらの者の代理人（保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- (2) (1) に該当する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

- またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- (4) 保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- (5) 自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
- (6) 雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）(1)④の損害に該当する場合を除きます。
- 2 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (4) (3) 以外の放射線照射または放射能汚染
- 3 当社は、次のいずれかに該当する修理費用に対しては、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金をお支払いしません。
- (1) 被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- (2) 被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用
- 4 当社は、次のいずれかの物の修理費用に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。
- (1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- (2) 借用施設に設置された感知器類
- (3) 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借用施設が属する建物において共同の利用に供される物
- (4) 借用施設が属する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備（第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）(2)の損害に該当する場合を除きます。）、雨どいその他これらに類する物

第4章 賠償責任補償条項

第10条 (賠償責任保険金をお支払いする場合)

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金をお支払いします。

1 (借家人賠償責任保険金)

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により借用施設が損壊した場合において、その借用施設の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任

(1) 火災

(2) 破裂または爆発

(3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

(4) (3) 以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

2 (施設賠償責任保険金)

日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任

(1) 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故

(2) 借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

第11条 (賠償責任保険金の支払範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

(1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。）

(2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁、および示談交渉に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

(3) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用

(4) 第30条（損害防止義務および損害防止費用）の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

(5) 第29条（事故の発生）第6項(2)および同条第7項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(6) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

第12条 (賠償責任保険金の支払額および支払限度額)

- 1 当会社が支払う賠償責任保険金の支払額は次表のとおりとします。

保 険 金	支 払 額
借家人賠償責任保険金	1回の事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額
施設賠償責任保険金	1回の事故につき施設賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金には、第5条（保険金の合計支払限度額）に規定する、1回の事故あたりの他の保険金との合計支払限度額が適用されます。

第13条 (賠償責任保険金をお支払いしない場合)

当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害、またはいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金をお支払いしません。

(1) 借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金共通

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

②保険金を受け取る者の故意

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動

④地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

⑥⑤以外の放射線照射または放射能汚染

⑦被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任

⑧被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任

⑨航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(2) 借家人賠償責任保険金

①被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任

- ②被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ③借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対するの損害賠償責任
- (3) 施設賠償責任保険金
- ①保険契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ②借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③借用施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ④被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対するの損害賠償責任
- ⑥被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
- ⑨洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任
- ⑩排水または排気（液体、煙・蒸気・じんあい等の気体または固体の排出、流出または溢出をいいます。）に起因する損害賠償責任
- ⑪屋根、扉、窓、通気筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任保険
- ⑫被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の次の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
- ア.人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案
- イ.医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
- ⑬被保険者またはその使用人が行った次のいずれかに該当する行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任
- ア.あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、カイロプラクティックまたは柔道整復等
- イ.身体の整形
- ウ.調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウェーブ、結髪、化粧、エステ等の美容
- ⑭被保険者が、建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任
- ⑮弁護士、司法書士、行政書士、会計士、税理士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- ⑯ＬＰガスの販売業務の遂行（ＬＰガスの製造・貯蔵・充てん・移動・ＬＰガス容器や器具の販売・貸与・取付け・取替え・配管・点検・修理等、ＬＰガスの販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害賠償責任
- ⑰被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑱仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しとします。）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任

第14条 (先取特権)

- 1 第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）に規定する事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払いを行うものとします。
- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求

- 権者に支払う場合
- （３）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- （４）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- ３ 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前項（３）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項（１）または（４）の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第5章 共通条項

- 第15条 （保険期間）
- １ 保険期間は、保険証券記載の保険期間の初日（責任開始日）の０時から始まり、保険証券記載の保険期間の満了日の24時に終わります。
- ２ 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第16条 （ご契約時の告知義務）

- １ 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項のうち、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- ２ 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- ３ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- （１）前項の事実がなくなった場合
- （２）当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- （３）保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めることに限り、これを承認するものとします。
- （４）当会社が、第２項の規定による解除の原因があることを知ったときから１か月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から５年を経過した場合。
- ４ 第２項の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
- ５ 前項の規定は、第２項の事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第17条 （ご契約後の通知義務）

- １ 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社所定の書面に当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- （１）借用施設の用途または業種を変更した場合
- （２）被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
- （３）保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
- （４）前（１）から（３）までのほか、告知事項の内容に変更が生じた場合
- ２ 当会社は、前項（１）の事実がある場合において、借用施設の

- 用途または業種が当会社の定める引受範囲外となったときは、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ３ 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ４ 第１項（２）の場合において、保険契約者が借用施設の変更を申し出て、当会社がそれを承認した場合には、変更前の借用施設（以下、「変更前借用施設」といいます。）と変更後の借用施設（以下、「変更後借用施設」といいます。）の賃貸借契約等の契約期間が重複している間に限り、１か月間を限度として、変更前借用施設と変更後借用施設の両方をこの保険契約における借用施設として取り扱います。

第18条 （保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第19条 （保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、郵送または電磁的方法により、当会社の定める様式による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

第20条 （保険契約の失効）

保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第１項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

第21条 （保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第22条 （什器備品保険金額の調整）

- １ 保険契約締結の際、什器備品保険金額が保険の対象の再調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- ２ 保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、什器備品保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

第23条 （重大事由による解除）

- １ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （１）保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- （２）被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いまたは行おうとしたこと。
- （３） 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
- ①反社会的勢力に該当すると認められること。
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- （４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、（１）から（３）までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- ２ 当会社は、被保険者が前項（３）①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合に解除する部分は、前項（３）①から⑤までに該当する被保険者に係る部分に限りです。ただし、前項（３）①から⑤までに保険契約者が該当する場合を除きます。）を解除することができます。
- ３ 前２項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第１項（１）から（４）までの事由または前項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ４ 保険契約者または被保険者が第１項（３）①から⑤までのいずれかに該当することにより第１項または第２項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- （１）第１項（３）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- （２）第１項（３）①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第24条 （保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条 （保険料の払込）

- １ 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- ２ 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険期間の初日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ３ 保険契約者が金融機関口座への振込により保険料を支払った場合には、当会社または代理店の口座へ着金した時をもって領収とします。

第26条 （保険料の返還）

- １ 当会社は、第16条（ご契約時の告知義務）第２項の規定、第17条（ご契約後の通知義務）第２項の規定または第23条（重大事由による解除）第１項および第２項の規定により保険契約が解除された場合、第19条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約が解約された場合および第20条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、次の算式により算出した額を、保険契約者に返還します。
- 返還保険料＝〔保険料×（1－0.25）〕÷保険期間月数×未経過月数
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、１か月に満たない日数は切り捨てます。
- ２ 当会社は、第18条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合には保険料を返還しません。
- ３ 第21条（保険契約の取消）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- ４ 第22条（什器備品保険金額の調整）第１項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、次の算式により算出した額を返還します。
- 返還保険料＝（現在の保険料）－（減額後の什器備品保険金額に相当する保険料）
- ５ 第22条（什器備品保険金額の調整）第２項の規定により、保険契約者が什器備品保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料＝〔（現在の保険料）－（減額後の什器備品保険金額に相当する保険料）〕÷保険期間月数×未経過月数
未経過月数の計算は、１か月に満たない日数は切り捨てます。

第27条 （保険金の削減払い、保険料の増額または保険金額の減額）

- １ 当会社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- ２ 当会社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- ３ 第１項および第２項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第28条 （保険契約の更新）

- １ 当会社は、この保険契約を更新する際には、保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）を保険契約者に送付します。
- ２ 保険期間の満了日までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
- ３ 保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。
- ４ 前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
- ５ 前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、第２項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
- ６ 更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。
- ７ 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、更新証を保険契約者に送付します。
- ８ 従前の保険証券と前項の更新証をもって、更新後の保険証券に代えます。
- ９ 当会社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 10 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の保険期間の初日における当会社の保険料の算出方法により計算します。
- 11 更新契約に適用する普通保険約款および特約は、各更新契約の保険期間の初日におけるものとします。
- 12 当会社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
- 13 当会社は、第９項および前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第29条 （事故の発生）

- １ 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- ２ 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- ３ 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- ４ 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

- 5 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前第1項から第4項までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、第1項または第2項の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第3項の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、第4項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 6 当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
- （1）保険の対象、借用施設、建物または敷地内を調査すること。
- （2）当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。
- 7 前項（2）の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第30条 （損害防止義務および損害防止費用）

- 1 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 2 当会社は、第1項の場合において、保険契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）に該当する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下、「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第6条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- （1）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- （2）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
- （3）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。
- 3 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、当会社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 4 第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「保険契約者または被保険者が負担した損害防止費用の額」と読み替えるものとします。
- 5 当会社は、第2項の負担金を含め、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第6項までの保険金、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金および第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金が1回の事故に対して重複して支払われる場合、その合計限度額は1000万円とします。

第31条 （保険金の請求）

- 1 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- （1）保険証券
- （2）事故（盗難）報告書
- （3）被害品明細書
- （4）保険金請求書
- （5）調査の同意書
- （6）保険金受取人の印鑑証明書
- （7）賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求

- 権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- （8）その他、当会社が第32条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの
- 3 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第32条 （保険金をお支払いする時期）

- 1 当会社は、被保険者が前条第2項の手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- （1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- （2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- （3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- （4）保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- （5）前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- （1）第1項（1）から（4）までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 {弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。} 180日
- （2）第1項（1）から（4）までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- （3）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
- （4）第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 4 当会社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第33条 （残存物および盗難品の所有権）

- 1 当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）の保険金をお支払いしたときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、

- 当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- 2 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いする前にその保険の対象が回収されたときは、保険の対象の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。
- 3 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いしたときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険の対象の再調達価額に対する保険金の割合によって、当会社に移転します。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払いを受けた盗難保険金に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第34条 （保険金お支払い後の保険契約）

- 1 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の什器備品保険金の支払額が1回の事故につき、什器備品保険金額に達した場合には、この保険契約は、その什器備品保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。
- 2 前項の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- 3 第1項の場合を除き、この保険契約の保険金額（什器備品保険金額、修理費用保険金額、借家人賠償責任保険金額および施設賠償責任保険金額をいいます。）は減額されません。

第35条 （損害発生後の保険の対象の滅失）

当会社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる保険の対象が、当該損害の発生後に、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

第36条 （他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 1 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。）の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。
- 2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支 払 保 険 金 の 額
(1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- 3 第1項の場合において、第3条（保険金をお支払いする場合）第4項の残存物片づけ費用保険金につき、他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の什器備品保険金の額は、第1項および前項の規定を適用して算出した額とします。

第37条 （保険金請求権の行使期限）

保険金の請求権は、請求権が生じた日（第31条（保険金の請求）第1項に定める時が属する日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過した場合には、時効によって消滅します。

第38条 （代位）

- 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- （1）当会社が損害の額の全部を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- （2）前（1）以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない

- 損害の額を差し引いた額
- 2 前項（2）の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第39条 （保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）

- 1 この保険について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの普通保険約款およびこれに付帯される特約に関する義務を負うものとします。

第40条 （保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則）

当会社は、書面による保険証券および更新証の交付を行わないことについて、保険契約者の同意が得られた場合には、保険証券および更新証の発行を省略し、当会社のウェブサイト上の保険契約者専用ページに、この保険契約の内容として表示した事項を保険証券および更新証の記載事項とみなして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

第41条 （訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第42条 （準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

【別表】 他の保険契約等がある場合の支払限度額（第36条関係）

	保険金の種類	支払限度額 （この保険契約と他の保険契約等の合計限度額）	
1	第3条第1項の 什器備品保険金	損害の額	
2	第3条第2項の 盗 難 保 険 金	損害の額	
3	第3条第3項の 通 貨 等 盗 難 保 険 金	通貨の 盗 難	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		預貯金 証書の 盗 難	1回の事故につき、50万円(他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第3条第4項の 残存物片付け 費 用 保 険 金	残存物の片づけに必要な費用の額	
5	第3条第5項の 仮テナント費用 保 険 金	仮テナント費用の額	
6	第3条第6項の 商品等被害時 見 舞 金	損害の額	
7	第7条の修理 費 用 保 険 金	修理費用の額	
8	第10条の借家人 賠償責任保険金	損害の額	
9	第10条の施設 賠償責任保険金	損害の額	

『テナント保険(ビジネスパートナー)』 特 約 集

目 次	
・被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の 支払限度額に関する特約	20
・保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	20
・保険料のクレジットカード払いに関する特約	20
・保険料の口座振替払いに関する特約	21
・保険料のキャッシュレス払いに関する特約	21
・保証会社による保険料の立替払いに関する特約	22

被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の 支払限度額に関する特約

第1条 （用語の定義）
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
被保険者を同一とする保険契約	この特約が付帯された保険契約と被保険者が同一である当会社の「テナント保険」の保険契約をいいます。

第2条 （特約の適用）
この特約は、被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合に適用します。

第3条 （同一被保険者に対する1事故あたりの支払限度額）
1 この特約が付帯された場合には、被保険者を同一とする複数の保険契約の保険金額の合計額が1,000万円を超える場合には、保険金額の合計額を1,000万円とみなします。これにより、この特約が無いものとして算出した被保険者を同一とする各々の保険契約の1回の事故に対して支払われるべき保険金の合計額が1,000万円を超える場合でも、当会社がお支払いする保険金の合計額は、普通保険約款の規定にかかわらず、1回の事故あたり1,000万円を限度とします。
2 前項の場合において、同一の事故に対して支払う保険金に賠償責任保険金とその他の保険金が存在する場合には、当会社は、賠償責任保険金を優先してお支払いします。また、賠償責任保険金の中での支払優先順位および賠償責任保険金以外の保険金の中での支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。
3 第1項の場合において、同一の事故に対して保険金が支払われる複数の保険契約の中に、当該事故に対して保険金を支払うことにより普通保険約款第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項に規定する保険契約の終了事由に該当する保険契約と保険契約の終了事由に該当しない保険契約がある場合には、保険契約の終了事由に該当しない保険契約の保険金を優先してお支払いします。

第4条 （特約の中途付加および中途解約）
この特約は、保険契約の締結と同時に付加するものとし、保険期間の途中における付加および特約のみの解約を行うことはできません。

第5条 （準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約

第1条 （用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
提携コンビニエンスストア	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条 （特約の適用）
この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

第3条 （保険料の払込）
1 この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとし、
2 前項の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第4条 （保険料払込み前の事故）
1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条 （保険料不払の場合の保険契約の不成立）
当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条 （準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のクレジットカード払いに関する特約

第1条 （用語の定義）
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会 員 規 約 等	クレジットカードの使用権者とクレジットカード会社との間で締結されている会員規約等をいいます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条 （特約の適用）
この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレ

ジットカード払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限り、

第3条 （保険料の払込み）
1 この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
2 前項の規定は、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
3 前項の当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第4条 （保険料払込み前の事故）
1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条 （保険料不払の場合の保険契約の不成立）
当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条 （準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の口座振替払いに関する特約

第1条 （用語の定義）
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指 定 口 座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社が定める日をいいます。

第2条 （特約の適用）
この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として口座振替払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限り、
（1）保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されて

いること。
（2）保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

第3条 （保険料の払込み）
1 この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとし、
2 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
3 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。
4 第1項および第3項の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第4条 （保険料払込み前の事故）
1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条 （保険料不払の場合の保険契約の不成立）
当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条 （準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のキャッシュレス払いに関する特約

第1条 （用語の定義）
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
キャッシュレス払い	当会社の指定する決済サービス会社が提供するQR・バーコード決済サービス等による支払をいいます。
決済サービス会社	QR・バーコード決済サービス等の決済関連サービスを提供する事業者をいいます。
会 員 規 約 等	QR・バーコード決済サービス等の使用権者と決済サービス会社との間で締結されている会員規約等をいいます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条 （特約の適用）
この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてキャッシュレス払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくキャッシュレス払いの使用権者と保険契約者が同一である場合に限り、

第3条 （保険料の払込）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者はキャッシュレス払いによって保険料を払い込むものとし、保険料相当額全額の決裁手続きを完了したことが決済手続き画面に表示された時点で、決済手続きが完了し、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2 キャッシュレス払いに付随してポイント払いができる場合には、ポイントを保険料の払込に使用することが出来ます。
- 3 第1項の規定は、当会社が決済サービス会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従い決済サービス会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 前項の当会社が決済サービス会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従い決済サービス会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。

第4条 （保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社の指定する方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとしします。

第5条 （保険料の返還時におけるポイントの取扱い）

保険料の全部または一部についてポイントを利用して支払った場合には、返還保険料の計算は全額現金で支払われたものとして計算し、現金にて返還します。

第6条 （保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第7条 （準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保証会社による保険料の立替払いに関する特約

第1条 （用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
保 証 会 社	当会社が指定する保証会社、クレジット会社をいい、それらが委託する収納代行会社を含みます。
保証委託契約等	保険契約者と保証会社との間の保険料立替払いの記載がある保証委託契約等をいいます。 なお、保証会社は保険料の立替を行い、その立て替えた保険料は保険契約者が負担することが規定されているものに限りします。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条 （特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として保証会社による保険料の立替払いを選択し、当会社がこれを承認している場合に適用します。ただし、保険契約者が保証会社に対して保証委託契約等を申込み、保証会社が審査のうえ保険料の立替払いを承認した場合に限りします。

第3条 （保険料の払込み）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者は保証会社の保険料の立替払いにより保険料を払い込むものとし、当会社が、保証会社へ保証会社による保険料の立替払いが可能であること等の確認を行ったうえで、当会社が保証会社による保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2 前項の規定は、当会社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が保証会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 前項の当会社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が保証会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。

第4条 （保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとしします。

第5条 （保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条 （準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

解約返戻金表

単位：円

飲食店		什器保険金額	未経過月数											
保険期間	保険料	未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2年	42,000円	105万円	1,320	2,630	3,940	5,250	6,570	7,880	9,190	10,500	11,820	13,130	14,440	15,750
	45,000円	156万円	1,410	2,820	4,220	5,630	7,040	8,440	9,850	11,250	12,660	14,070	15,470	16,880
	50,000円	240万円	1,570	3,130	4,690	6,250	7,820	9,380	10,940	12,500	14,070	15,630	17,190	18,750
	60,000円	410万円	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250	13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	22,500
	70,000円	579万円	2,190	4,380	6,570	8,750	10,940	13,130	15,320	17,500	19,690	21,880	24,070	26,250
	80,000円	748万円	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500	25,000	27,500	30,000
		未経過月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	42,000円	105万円	17,070	18,380	19,690	21,000	22,320	23,630	24,940	26,250	27,570	28,880	30,190	0
	45,000円	156万円	18,290	19,690	21,100	22,500	23,910	25,320	26,720	28,130	29,540	30,940	32,350	0
	50,000円	240万円	20,320	21,880	23,440	25,000	26,570	28,130	29,690	31,250	32,820	34,380	35,940	0
	60,000円	410万円	24,380	26,250	28,130	30,000	31,880	33,750	35,630	37,500	39,380	41,250	43,130	0
	70,000円	579万円	28,440	30,630	32,820	35,000	37,190	39,380	41,570	43,750	45,940	48,130	50,320	0
	80,000円	748万円	32,500	35,000	37,500	40,000	42,500	45,000	47,500	50,000	52,500	55,000	57,500	0
		未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年	23,000円	116万円	1,440	2,880	4,320	5,750	7,190	8,630	10,070	11,500	12,940	14,380	15,820	0
	25,000円	184万円	1,570	3,130	4,690	6,250	7,820	9,380	10,940	12,500	14,070	15,630	17,190	0
	30,000円	353万円	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250	13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	0
	35,000円	522万円	2,190	4,380	6,570	8,750	10,940	13,130	15,320	17,500	19,690	21,880	24,070	0
	40,000円	691万円	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500	25,000	27,500	0
	45,000円	861万円	2,820	5,630	8,440	11,250	14,070	16,880	19,690	22,500	25,320	28,130	30,940	0

事務所・物販店		什器保険金額	未経過月数											
保険期間	保険料	未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2年	12,000円	101万円	380	750	1,130	1,500	1,880	2,250	2,630	3,000	3,380	3,750	4,130	4,500
	15,000円	229万円	470	940	1,410	1,880	2,350	2,820	3,290	3,750	4,220	4,690	5,160	5,630
	17,000円	314万円	540	1,070	1,600	2,130	2,660	3,190	3,720	4,250	4,790	5,320	5,850	6,380
	20,000円	442万円	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750	4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	7,500
	25,000円	655万円	790	1,570	2,350	3,130	3,910	4,690	5,470	6,250	7,040	7,820	8,600	9,380
	30,000円	868万円	940	1,880	2,820	3,750	4,690	5,630	6,570	7,500	8,440	9,380	10,320	11,250
		未経過月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	12,000円	101万円	4,880	5,250	5,630	6,000	6,380	6,750	7,130	7,500	7,880	8,250	8,630	0
	15,000円	229万円	6,100	6,570	7,040	7,500	7,970	8,440	8,910	9,380	9,850	10,320	10,790	0
	17,000円	314万円	6,910	7,440	7,970	8,500	9,040	9,570	10,100	10,630	11,160	11,690	12,220	0
	20,000円	442万円	8,130	8,750	9,380	10,000	10,630	11,250	11,880	12,500	13,130	13,750	14,380	0
	25,000円	655万円	10,160	10,940	11,720	12,500	13,290	14,070	14,850	15,630	16,410	17,190	17,970	0
	30,000円	868万円	12,190	13,130	14,070	15,000	15,940	16,880	17,820	18,750	19,690	20,630	21,570	0
		未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年	8,000円	130万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	0
	10,000円	300万円	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750	4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	0
	12,000円	470万円	750	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500	5,250	6,000	6,750	7,500	8,250	0
	14,000円	641万円	880	1,750	2,630	3,500	4,380	5,250	6,130	7,000	7,880	8,750	9,630	0
	16,000円	811万円	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	0
	18,000円	982万円	1,130	2,250	3,380	4,500	5,630	6,750	7,880	9,000	10,130	11,250	12,380	0